■要求水準書(案)の主な修正点

No.	タイトル	ページ	修正前	修正後
140.	71170		追加	<u>修正後</u> •計画敷地現況図(新水泳場計画予定地)(<mark>修正版</mark>)
1	(別紙)			・可動床・可動壁の計画資料(修正版) ・必要諸室及び仕様(修正版) ・プール電気備品リスト(修正版) ・大会実績等(新青森県総合運動公園・青森県総合運動公園)(修正版) ・利用料金体系表(参考資料) ・青森県総合運動公園及び新青森県総合運動公園の管理に関する基本協定書 ・再委託業務一覧(平成28~30年度) ・事業予定地の積雪に関する資料 ・修繕履歴(新青森県総合運動公園・青森県総合運動公園) ・お客様の声(新青森県総合運動公園・青森県総合運動公園) ・お客様の声(新青森県総合運動公園・青森県総合運動公園) ・総合体育館消防計画等 ・公園台帳等図面 ※個別に提供
2	オ その他	3、44	・ネーミングライツ事業	・ネーミングライツ事業への協力
3	法令	5	追加	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
4	各種基準·指針 等	8	追加	青森県環境調和建築設計指針
5	各種基準·指針 等	8	追加	青森県県有施設長寿命化指針
6	新水泳場の構 成	13	※50m、25m(2か所)、水球について、(公財)日本 水泳連盟プール公認の取得が可能な施設とする。 (公認競泳プール基準対応)	※50m、25m(1か所)、水球について、(公財)日本 水泳連盟プール公認の取得が可能な施設とする。 (公認競泳プール基準対応)
7	新水泳場の構 成	13	延床面積合計8,800㎡程度とすること	延床面積合計8,800㎡程度とすること ※事業者の提案に応じて8,360㎡(-5%)~9,680㎡ (+10%)まで認めるものとする。
8	プール関係諸室	13, 20	選手控室、器具庫	選手控室、温浴槽(ジャクジー)、器具庫
9	新水泳場の構 成		第4日11 - 55中	選手用トレーニング室(ウォーミングアップルーム)
10	② 意匠計画	18	・周囲の豊かな自然と建物の両者が引き立つデザインとすること。	削除
11	メインプール	18	・レーン数は10レーンとし、両サイドのレーンの泳ぎ やすさに配慮してプールサイズはW26m×D52.5m (可動壁により25mプール×2として使用可能なこと) ×H2.1mとする。(「別紙3可動床・可動壁の計画資 料」を参照すること。)	・レーン数は10レーンとし、両サイドのレーンの泳ぎやすさに配慮してプールサイズはW26m×D50.02m +可動壁幅(可動壁により25mプール×1として使用可能なこと)×H2.1mとする。(「別紙3可動床・可動壁の計画資料」を参照すること。)
12	メインプール	18	・また25mプールとの併用プールとし、分割した25mプール(2か所共)は、50mプールの長辺方向で(公財)日本水泳連盟プール公認規則による公称25m国内基準競泳プール(10レーン)の取得が可能な施設とすること。	・また、25mプールとの併用プールとし、分割した25mプールは、50mプールの長辺方向で(公財)日本水泳連盟プール公認規則による公称25m国内基準競泳プール(10レーン)の取得が可能な施設とすること。
13	観客席	19	・観客席は固定席と仮設座席の合計で2,000席程度とすること。固定席は1,000席程度とすること。 ・座席はいす背のある座席とすること。 ・座席1席あたりの幅は450mm程度、奥行きは450mm程度とすること。 ・座席の前後の間隔は900mm程度、レベル差は500mm程度とし、2列前の観客の頭越しにプールの端部が視認できる計画とすること。 ・プール面から観客席最下段までの距離をできるだけ近づけ、臨場感のある観戦ができるプールとすること。	・観客席は固定席と仮設席の合計で2,000席以上設置できるように計画すること。臨場感のある観戦ができるよう、プール面から観客席最下段までの距離をできるだけ近づける等の工夫を講じること。・観客席のうち1,000席の固定席をプール長辺方向と平行に配置することとし、背付椅子とすること。座席1席あたりの幅は450mm程度、奥行きは450mm程度とすること。また、座席の前後の間隔は900mm程度、レベル差は500mm程度とし、2列前の観客の頭越しにプールの端部が視認できる計画とすること。上記席数を超える固定席は席数、仕様等事業者の提案によるものとする。・仮設席については、第80回国民スポーツ大会にあわせて別途予算措置を講じて調達する予定であり、設置位置、仕様、数量等を計画すること。

No.	タイトル	ページ	修正前	修正後
14	総合体育館との 連携	20	下とし鉄筋コンクリート造とすること。 ・新水泳場の更衣室は、総合体育館の25mプールに もアクセスしやすい北西側に配置すること。	渡り廊下(ウェット動線・幅4.0m以上)で接続すること。 屋内渡り廊下とし、鉄筋コンクリート造等、積雪への耐久性を確保した構造とすること。 ・ドライ動線は新水泳場の受付場所との関係も考慮した上で事業者の提案に委ねるものとするが、屋内渡り廊下とし、総合体育館の既存の屋内通路(スポーツ科学センターのW=2.2m)と同等以上の幅を確保するものとする。 ・大規模大会時は基本計画で示した動線の考え方を踏まえること。 ・通常利用時の受付は原則として総合体育館受付を活用する想定であるが、新水泳場内に受付を設けることが合理的であると認める場合にはこの限りではない。
15	工事監理業務	29	追記	事業者は、本書に従って、工事監理業務を行う。
16	プール公認取得申請業務	42	 ・50m国内基準競泳プール(10レーン) ・25m国内基準競泳プール(10レーン) ① ・25m国内基準競泳プール(10レーン) ② ・国内基準公認水球プール 	・50m国内基準競泳プール(10レーン)・25m国内基準競泳プール(10レーン)・国内基準公認水球プール
17	利用料金体系	49	①~③削除	両運動公園内の公園施設の利用料金は、条例に定める利用料金の金額の範囲内において、県の承認を得て事業者が定めるものとする。事業者は施設の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。ただし、利用者を特定化する会員制を導入して、入会金を徴収することは認めない。 なお、新水泳場にかかる利用料金は、開業前に条例で定めることとしており、提案時には様式集に入力済の利用料金を用いること。
18	利用料金の免 除	51	・指定管理者は自主事業のために無料で施設を利用することができる。	本項削除
19	事業者が主催 するイベント	53	事業者は自らが主催者となり、新運動公園または運動公園内において地域の活性化及び賑わい創出につながるイベントを毎年 <mark>複数回</mark> 実施すること。	事業者は自らが主催者となり、新運動公園または運動公園内において地域の活性化及び賑わい創出につながるイベントを「4(1)②利用者の決定に関する優先基準」に配慮した上で毎年実施すること。
20	無料開放	54	② 無料開放 ・両運動公園内の複数の施設を対象として年間1日以上県民に対するスポーツ復興及び施設の利用促進を目的とした無料開放日として想定し、開放すること。	項目削除
21	個人開放事業	54	③ 個人開放事業 ・県民が気軽にスポーツに親しむ環境をつくるため、 予約なしで気軽に利用できる個人開放事業を実施すること。 ・種目や曜日、時間帯の設定は事業者の提案による ものとするが、スポーツ教室事業や貸切利用とのバランスを考慮すること。	

No.	タイトル	ページ	修正前	修正後
22	合宿所運営支 援業務	57	や来園者向けに営業日時を設定することは差支えない。	(2) 合宿所運営支援業務 事業者は新運動公園の主として合宿所利用者向けに食事の提供を行うこと。 ・合宿所の利用者に対しては、朝食、昼食、夕食の時間帯に必ず提供可能となるように体制・食材等を準備すること。 朝食:7:30~8:30 昼食:12:00~13:30 夕食:18:00~19:30 ・小人数利用から団体利用まで、利用者数に応じた適切な接遇を行うこと。 ・アスリートのパフォーマンス最大化に食事の提供は重要であることを十分に認識したうえで、年齢別や競技別等の特徴も踏まえ、最適なメニューの提供や食プログラムを実行すること。 ・飲食の提供や食材を調理・加工・保存する諸室等については、特に衛生管理に十分配慮すること。 ・食物アレルギーの対応に配慮を行うこと。
24	レストラン運営 業務	57	項目追加	(3) レストラン運営業務 事業者は新運動公園の特性を十分に理解・把握した上で、総合体育館内レストランの運営管理を行うこと。 ・営業日は総合体育館の開館日とし、営業時間は平日11時から15時まで、土日祝日11時から17時までを基本とし、事業者の提案により決定する。 ・客席部分及び通路は共有部分のため常時開放すること。 ・青森県都市公園条例に基づくレストラン運営の許可行為に伴う厨房部分の行政財産使用料を支払うこととする。
25	① 自主事業	58	ただし、自動販売機の設置については県で実施する ため自主事業として認めないこととする。	項目削除
26	(2) 陸上競技場 公認更新申請 業務	58	(2) 陸上競技場公認更新申請業務 陸上競技場公認更新申請に伴う申請書類の作成及 びその他申請に必要な業務を事業者の負担におい て行うこと。	(2) 陸上競技場公認更新申請業務 県の費用負担により実施する陸上競技場の公認更 新にあたって、事業者は申請書類の作成など必要な 諸手続きにかかる事務のほか、申請業務を行うこ と。
27	(3) 自由提案事業(独立採算事業)	58	(3) 自由提案事業 事業者は、あらかじめ県に事業の内容を提案し、承 諾を得たうえで、自らが企画する自由提案事業を実 施することができる。事業を実施する場合の事業期 間は、平成51年3月末日までとする。	(3) 自由提案事業(独立採算事業) 事業者は、あらかじめ県に事業の内容を提案し、承 諾を得たうえで、自らが企画する自由提案事業(独 立採算事業)を実施することができる。事業を実施す る場合の事業期間は、平成51年3月末日までとす る。
28	⑧ 自由提案施設に係る費用負担	59	 ⑧ 自由提案施設に係る費用負担 自由提案施設を新水泳場と一体のものとして整備する場合の整備に係る費用負担については、基本的 に次のとおりとし、詳細については、県と事業者で協議を行うものとする。 ・県負担 躯体、給排水衛生配管、空調ダクト、電気配線等 ・事業者負担 内装、空調機器、衛生器具、什器備品、その他必要なもの なお、自由提案施設を新水泳場と独立して整備する場合の整備に係る費用負担は、全て事業者とする。 	⑧ 自由提案施設に係る費用負担 自由提案施設の整備に係る費用負担は、原則として 事業者の負担とする。ただし、本事業は社会資本整 備総合交付金の活用を予定しており、自由提案施設 を新水泳場と一体のものとして整備する場合で、当 該施設が水泳場の機能と関連性の高い用途であ り、かつ収益性の低い場合には交付金適用要件の 対象となる可能性がある。
29	⑧ 修繕業務	75	既存施設における修繕業務の対象は	既存施設及び整備中施設における修繕業務の対象 は

			正を、以下のとおり行っております。	
No.	タイトル	ページ	修正前	修正後
1	所在地等概要	10	建築面積については、101,471㎡以下とすること。	建築面積については、101,741㎡以下とすること。
2	電気	11	・新水泳場用に配電・配水センター電気室から地計 画敷地付近のハンドホールまで地中埋設管路が施 設されている。	・新水泳場用に配電・配水センター電気室から計画 敷地付近のハンドホールまで地中埋設管路が施設 されている。
3	耐久性能	21	24N/mm2	24N/mm²
4	建設業務	29	・施工工程表の作成(調査を実施する場合の工程・ 躯体・仕上げ・外構・電力設備・通信設備・衛生設 備・空気調和設備・昇降機設備等各工事における工 程、その他施工の工程管理に必要な事項を記載)	・施工工程表の作成(調査を実施する場合の工程、 躯体・仕上げ・外構・電力設備・通信設備・衛生設 備・空気調和設備・昇降機設備等各工事における工 程、その他施工の工程管理に必要な事項を記載)
5	工事監理業務	36	(4) 工事監理業務 ・事業者は、工事監理の状況を「工事監理報告書 (月報)」にて毎月県に定期報告し、県の要請があったときには随時報告を行うこと。 ・工事監理業務は常駐監理とし、その内容は、「民間 (旧四会)連合協定・建築設計・監理業務委託契約 書」に示される業務とすること。	重複のため項目削除(p.36)
6	競技場の開館 時間	48	テニスコート 通年 開始は午前9時以前、終了は 午後9時以降	テニスコート 4月~11月 開始は午前9時以前、 終了は午後9時以降
7	利用形態別優 先順位	50	A 競技場全面の1日の貸切 B 競技場半面又は一部の1日の使用 C 競技場全面の半日又は時間の使用 D 競技場半面又は一部の半日又は時間の使用	A 各施設全面の1日の貸切 B 各施設半面又は一部の1日の使用 C 各施設全面の半日又は時間の使用 D 各施設半面又は一部の半日又は時間の使用
8	イベント等実施 業務	53	イベントの実施会数は事業者の提案によるものとす る。	イベントの実施回数は事業者の提案によるものとする。
9	プール安全管理 業務	55	新運動公園の新水泳場及び既存室内プール、 <mark>及び</mark> 運動公園の屋外プール利用者向けの安全確保にあたり、次に示す標準に基づいて管理を行うこと。	新運動公園の新水泳場及び既存室内プールの利用 者向け安全確保にあたり、次に示す標準に基づいて 管理を行うこと。
10	付帯事業	58	事業者は都市公園法による管理許可又は設置許可を得て、新運動公園の余剰地又は余剰容積等を活用して自由提案施設を整備した上で、独立採算で事業を実施することができる。 提案する施設は、以下に示す①から③のいずれかを満たさなければならない。	事業者は都市公園法による管理許可又は設置許可を得て、新運動公園の余剰地又は余剰容積等を活用して自由提案施設を整備した上で、独立採算で事業を実施することができる。 提案する施設は、以下に示す次のいずれかを満たさなければならない。
11	維持管理業務 計画書	64	事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、事故・火災等非常時の対応等必要な事項を記載した「維持管理業務計画書」を維持管理期間開始90日前までに県に届け出て、維持管理期間開始前に県の承諾を受けること。	事業者は、初年度の維持管理業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、事故・火災等非常時の対応等必要な事項を記載した「維持管理業務計画書」を維持管理期間開始90日前までに県に届け出て、維持管理期間開始前に県の承諾を受けること。
12	建築設備保守 管理業務	67	運転、監視については、総合体育館の中央監視室 及び新水泳場の監視室で適切に行うこと。	運転、監視については、総合体育館の中央監視室 及び新水泳場の事務室で適切に行うこと。
13	帳簿等の作成	77	・日報等を月末に集計し、県に報告すること。 ・イベント等、月末以外に利用状況等について報告 を求める場合がある。	項目削除
14	帳簿等の作成	80	・日報等を月末に集計し、県に報告すること。 ・イベント等、月末以外に利用状況等について報告 を求める場合がある。	項目削除